

分類コード	X-1-1-1-05
保存期間	3年（令和4年12月31日まで）

秋本生企第954号 少安第921号
令和元年12月24日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

公衆に著しく迷惑をかける暴力的な不良行為等の防止に関する条例の一部改正について（通達）

公衆に著しく迷惑をかける暴力的な不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例（令和元年秋田県条例第42号）が本日公布され、令和2年4月1日から施行されることとなった。

この改正の趣旨、概要等については下記のとおりであるので、適正な運用に努められたい。

記

1 改正の趣旨

スマートフォンやSNS等の急速な普及により、社会環境が大きく変化する中、現行条例では取り締まることができない迷惑行為が県民生活の安全と平穏を害しているほか、規制内容や罰則について、他の都道府県の条例との間に不均衡が生じ、抑止力の低下につながるなどの問題が生じている。

このような情勢を踏まえ、規制要望の強い「卑わいな行為の禁止」条項を重点として、現行条例や他法令の適用が困難な迷惑行為の規制を追加するとともに、罰則を引き上げ、現在の犯罪情勢に的確に対応できる条例に改正したものである。

2 改正の概要

(1) 題名の改正

秋田県迷惑行為防止条例に改めることとする。

(2) 卑わいな行為の禁止（第4条関係）

ア 従来の公共の場所及び公共の乗物に加え、特定かつ多数の人が集まる場所又は利用する乗物における盗撮行為を禁止することとする。

イ 公共の場所及び公共の乗物、特定かつ多数の人が集まる場所又は利用する乗物及び通常人が衣服の全部又は一部を着けない状態でいる場合がある場所において、盗撮しようとして写真機を向け、又は設置する行為を禁止することとする。

(3) つきまとい行為等の禁止（第5条）

これまでの禁止行為に加え、恋愛感情以外の感情に基づき反復して行われる住居等の付近のうろつき行為及び電子メール、SNS等を使用した連続送信行為等を禁止することとする。

(4) 罰則（第17条及び第18条）

つきまとい行為等禁止の違反者並びにつきまとい行為等及び卑わいな行為の常習者に対する罰則の引上げを行うこととする。

3 留意事項

(1) 県民への広報・啓発活動による周知徹底

改正の趣旨、内容等については、チラシやリーフレット、市町村の広報紙（誌）、ミニ広報紙その他の各種広報媒体を活用するほか、あらゆる警察活動を通じて県民への周知を徹底すること。

(2) 職員に対する指導教養の実施

施行後は、改正条例を適用して取締りや捜査が行われることになることから、条例の解説、取締りの手引等執務資料を配布するなどして、職員に対する指導教養を徹底すること。

4 参考資料

別添1（令和元年12月24日付け秋田県公報の写し）

別添2（秋田県迷惑行為防止条例全文）

令和元年12月24日
号外 第1号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



条例

- 件: ○この日で公布された条例のあらまし
- 件: ○公布文
- 件: ○県議会議員の報費報酬等に関する条例の一部を改正する条例 (27・人事課)
- 件: ○一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (28・人事課)
- 件: ○知事官の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例 (29・人事課)
- 件: ○秋田県標準取扱手数料徴収条例等の一部を改正する条例 (30・財政課)
- 件: ○秋田県県税条例の一部を改正する条例 (31・税務課)
- 件: ○市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例 (32・市町村課)
- 件: ○秋田県民会館条例の一部を改正する条例 (33・文化振興課)
- 件: ○秋田県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例 (34・地域・家庭福祉課)
- 件: ○公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例 (35・生活衛生課)
- 件: ○秋田県立競合射撃場条例の一部を改正する条例 (36・自然保護課)
- 件: ○秋田県国营土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例 (37・農地整備課)
- 件: ○秋田県下水道事業の設置等に関する条例 (38・下水道課)
- 件: ○秋田県標準取扱手数料徴収条例の一部を改正する条例 (39・連絡住宅課)
- 件: ○市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 (40・教職員給与課)
- 件: ○教育員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例 (41・教職員給与課)
- 件: ○公衆に酷く迷惑をかける暴力的な不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例 (42・生活安全企画課)

告示

- 件: ○あきた芸術劇場運営管理協議会の設置 (341・文化振興課)

この号で公布された条例のあらまし

◇県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第27号）

- 1 県議会議員の期末手当の額を改定することとした。
 - 2 この条例は、公布の日ほかから施行することとした。
-

◇◇

◇一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（秋田県条例第28号）

- 1 人事委員会の議会及び知事に対する給与等に関する報告及び勧告に鑑み県職員の給料月額並びに初任給調整手当、期末手当及び勤勉手当の額を改定するほか、所要の規定の整備を行うこととした。
 - 2 この条例は、公布の日ほかから施行することとした。
-

◇◇

◇知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第29号）

- 1 一般職の職員の給与改定により、知事等の期末手当の額を改定することとした。
 - 2 この条例は、公布の日ほかから施行することとした。
-

◇◇

◇秋田県標準事務関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例（秋田県条例第30号）

- 1 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）による行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。
 - 2 この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。
-

◇◇

◇秋田県県税条例の一部を改正する条例（秋田県条例第31号）

- 1 地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）及び道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。
 - 2 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第13号に掲げる規定の施行の日（令和2年4月1日）ほかから施行することとした。
-

◇◇

◇市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第32号）

- 1 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）による旅券法（昭和26年法律第267号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。
 - 2 この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。
-

◇◇

◇秋田県民会館条例の一部を改正する条例（秋田県条例第33号）

- 1 本県の文化芸術の振興を図り、心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与するため、あきた芸術劇場を設置することとした。
- 2 この条例は、公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において規則で定める日ほかから施行することとした。

◇◇

◇秋田県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（秋田県条例第34号）

- 1 生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）による社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正に伴い、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定めることとした。
- 2 この条例は、令和2年4月1日ほかから施行することとした。

◇◇

◇公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例（秋田県条例第35号）

- 1 レジオネラ属菌の感染を防止するため、浴場業を営む者及び旅館業を営む者が その営業施設について講ずべき衛生に必要な措置の基準を改めることとした。
- 2 この条例は、令和2年2月1日から施行することとした。

◇◇

◇秋田県立総合射撃場条例の一部を改正する条例（秋田県条例第36号）

- 1 秋田県立総合射撃場を狩猟技術の訓練の用に供するため、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

◇◇

◇秋田県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例（秋田県条例第37号）

- 1 国営成瀬皆瀬土地改良事業に係る負担金を同事業の受益者から徴収することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇◇

◇秋田県下水道事業の設置等に関する条例（秋田県条例第38号）

- 1 県の経営する下水道事業に地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定の一部を適用するため同事業の設置及び経営の基本に関する事項を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

◇◇

◇秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（秋田県条例第39号）

- 1 建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和元年政令第96号）による地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正により、二級建築士の免許の申請等に係る手数料の額を引き上げることとした。
- 2 この条例は、令和2年3月1日から施行することとした。

◇◇

◇市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第40号）

- 1 人事委員会の議会及び知事に対する給与等に関する報告及び勧告に鑑み市町村立学校職員の給料月額及び勤勉手当の額を改定するほか、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日ほかから施行することとした。

◇◇

◇教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第41号）

- 1 一般職の職員の給与改定により、教育長の期末手当の額を改定することとした。
- 2 この条例は、公布の日ほかから施行することとした。

◇◇

◇公衆に著しく迷惑をかける暴力的な不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第42号）

- 1 公衆に著しく迷惑をかける行為の実態に鑑み、特定かつ多数の人が集まる場所又は利用する乗物における盗撮行為を禁止するとともに、つきまとい行為等に対する規制を強化することとした。
- 2 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

次に掲げる条例をここに公布する。

- 一 県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 二 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 三 知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 四 秋田県標準事務関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例
- 五 秋田県県税条例の一部を改正する条例
- 六 市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例
- 七 秋田県民会館条例の一部を改正する条例
- 八 秋田県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 九 公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例
- 十 秋田県立総合射撃場条例の一部を改正する条例
- 十一 秋田県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例
- 十二 秋田県下水道事業の設置等に関する条例
- 十三 秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 十四 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 十五 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例
- 十六 公衆に著しく迷惑をかける暴力的な不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

令和元年十一月二十四日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県条例第四十二号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的な不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的な不良行為等の防止に関する条例（昭和三十九年秋田県条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田県迷惑行為防止条例

第一条中「暴力的な不良行為等」を「行為」に改める。

第二条の見出し中「つとめ」を「責務」に改め、同条中「すべて」を削り、「暴力的な不良行為等」を「行為」に、「させない、かつ、見逃さないよう心がけなければならない」を「かつ、させないように努めるものとする」に改める。

第四条第一項中「性的羞恥心」を「性的羞恥心」に改め、同項第一号中「をのぞき見し、又は撮影する」を「（以下「下着等」という。）をのぞき見る」に改め、同条第二項中「場所」の下に「（前項各号に掲げる場所を除く。）」を加え、「撮影して」を「撮影し、又は撮影しようとして写真機その他の機器を当該状態でいる人に向け、若しくは設置して」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 何人も、正当な理由がないのに、次に掲げる場所又は乗物において、下着等を撮影し、又は撮影しようとして写真機その他の機器を人に向け、若しくは設置してはならない。

一 公共の場所又は公共の乗物

二 事務所、教室、貸切バスその他の特定かつ多数の人が集まる場所又は利用する乗物

第五条第一号中「又は」を削り、「押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつく」に改め、同条第五号中「を送信する」を「の送信等（次のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をする」に改め、同号に次のように加える。

ア 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）

第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下同じ。）の送信を行うこと。

イ アに掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。

第五条第八号中「性的羞恥心」を「性的羞恥心」に、「告げ、」を「告げ」に改め、「又は」を削り、「その他の物を送付し、」を「電磁的記録

(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し」に改める。

第二十二条中「第十七条第一項第三号、第十八条第一項、第十九条第一項第八号」を「第十八条第一項第二号、第十九条第一項、第二十条第一項第八号」に改め、同条を第二十三条とし、第二十一条を第二十二条とし、第十八条から第二十条までを一条ずつ繰り下げる。

第十七条の前の見出しを削り、同条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第二項中「又は第二号」を削り、「五十万円」に改め、同条を第十八条とする。

第十六条の次に次の見出し及び一条を加える。

(罰則)

第十七条 第五条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 常習として前項の違反行為をした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

附 則

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

秋田県迷惑行為防止条例

	昭和39年7月14日	条例第76号
改正	昭和59年12月21日	条例第42号
	平成4年3月31日	条例第56号
	平成21年12月25日	条例第89号
	平成28年3月8日	条例第3号
	令和元年12月24日	条例第42号

(目的)

第1条 この条例は、公衆に著しく迷惑をかける行為を防止し、もつて県民の平穏な日常生活を守ることを目的とする。

(県民の責務)

第2条 県民は、平穏な日常生活を守るため、相互の協力と努力によって、公衆に著しく迷惑をかける行為は、これをしない、かつ、させないように努めるものとする。

(公共の場所等における粗暴行為の禁止)

第3条 何人も、道路、公園、広場、駅、水泳場、興行場、飲食店その他公衆が出入りすることのできる場所（以下「公共の場所」という。）又は汽車、電車、乗合自動車、船舶、航空機その他公衆が利用することができる乗物（以下「公共の乗物」という。）において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) うろつき、居すわり、又はたむろして、通行人、入場者、乗客等の公衆に言いがかりをつけ、すごむ等の不安を覚えさせるような言動をすること。

(2) 正当な理由がないのに、刃物、鉄棒、木刀その他の人の身体に危害を加えるのに使用できる物を振り回し、突き出す等通行人、入場者、乗客等の公衆に不安を覚えさせるような行為をすること。

2 何人も、祭礼又は興行その他の催物に際し、多数の人が集まっている公共の場所において、正当な理由がないのに、人を押しのけ、物を投げ、物を破裂させ、わめき、虚言を用いる等により、その場所における混乱を誘発し、又は助長するような言動をしてはならない。

(卑わいな行為の禁止)

第4条 何人も、正当な理由がないのに、公共の場所又は公共の乗物において、人の性的羞恥心を著しく害し、又は人に不安を覚えさせるような次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 人の身体に、衣服その他の身に着ける物（以下「衣服等」という。）の上から接触し、又は直接接触すること。

(2) 衣服等で覆われている人の下着又は身体（以下「下着等」という。）をのぞき見すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。

2 何人も、正当な理由がないのに、次に掲げる場所又は乗物において、下着等を撮影し、又は撮影しようとして写真機その他の機器を人に向け、若しくは設置してはならない。

(1) 公共の場所又は公共の乗物

(2) 事務所、教室、貸切バスその他の特定かつ多数の人が集まる場所又は利用する乗物

3 何人も、正当な理由がないのに、住居、浴場、更衣場、便所その他通常人が衣服の全部又は一部を着けない状態でいる場合がある場所（前項各号に掲げる場所を除く。）において当該状態でいる人を撮影し、又は撮影しようとして写真機その他の機器を当該状態でいる人に向け、若しくは設置してはならない。

（つきまとい行為等の禁止）

第5条 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、不安又は著しい迷惑を覚えさせるような方法で、反復して、次に掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定するつきまとい等を除く。）をしてはならない。

- (1)つきまとい、待ち伏せし、立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。
- (2)その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (3)面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。
- (4)著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (5)電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等（次のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。）をすること。
 - ア 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下同じ。）の送信を行うこと。
 - イ アに掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。
- (6)汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (7)その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8)その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと。

（公共の場所等におけるたかり行為の禁止）

第6条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、通行人、入場者、乗客等の公衆に、立ちふさがり、つきまとい、衣服をとらえ、言いがかりをつける等の著しい迷惑を覚えさせるような言動をして、金品を要求してはならない。

（縄張り料、用心棒料等のたかり行為の禁止）

第7条 何人も、公共の場所において催物、物品の販売、宣伝その他の営業（以下「営業等」という。）を行ない、又は行なおうとする者に対し、その場所を管理する正当な権

利がないのに、その営業等を行ない、又は行なおうとする者がその場所を占めることについて、うろつき、立ちふさがり、言いがかりをつけ、営業等の妨害を暗示する等の不安又は著しい迷惑を覚えさせるような言動をして、縄張り料、使用料、清掃料等その名目のいかんを問わず金品を要求し、又は要求を暗示してはならない。

- 2 何人も、営業等を行ない、又は行なおうとする者に対し、その者から明らかな依頼がないのに、営業等、設備、営業者若しくは使用人を保護し、又はこれらに妨害若しくは危害を加えないことについて、うろつき、言いがかりをつけ、営業等の妨害を暗示する等の不安又は著しい迷惑を覚えさせるような言動をして、用心棒料、保護料等その名目のいかんを問わず金品を要求し、又は要求を暗示してはならない。

(押売行為等の禁止)

第8条 何人も、住居その他の現在する建造物を訪れ、又は公共の場所若しくは公共の乗物において、物品の売買、交換、修理、加工若しくは配布、遊芸その他役務の提供又は広告若しくは寄付の募集（以下「売買等」という。）を行なうに際し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 売買等の申込みを断わられたのに、物品を展示し、物色し、すわり込む等すみやかにその場を立ち去らうこと。
- (2) 犯罪の前歴を告げ、暴力的性行をほのめかし、建造物、器物等にいたずらする等の不安を覚えさせるような言動をすること。
- (3) 依頼又は承諾がないのに、物品の売買、交換、修理、加工若しくは配布、遊芸その他役務の提供又は広告の掲載を行なつて、その対価をしつようにより求める。
- (4) 身分、物品の価格、物品の内容その他の事実を著しく誤解させる表示又は言動をすること。

(景品買行為の禁止)

第9条 何人も、遊技場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号の営業に係る営業所をいう。以下同じ。）又はその附近において、遊技場の営業者が遊技客に賞品として交付した物品又は客が遊技によって得た遊技玉を、転売若しくは交換するため、又は転売若しくは交換する目的を有する者に交付するため、うろつき、又は遊技客につきまとつて、買い、又は買おうとしてはならない。

(入場券等の不当な売買行為（ダフヤ行為）の禁止)

第10条 何人も、入場券、観覧券その他公共の娯楽施設を利用しうる権利を証する物若しくは乗車券、急行券、指定券、寝台券その他公共の乗物を利用しうる権利を証する物又はこれらの権利を証する物を請求しうる権利を証する物（以下「入場券等」という。）を不特定の者に転売するため、又は不特定の者に転売する目的を有する者に交付するため、入場券等を公衆に発売し、若しくは交付する場所において、買い、若しくは交付を受け、又は公衆の列に加わつて買おうとし、若しくは交付を受けようとしてはならない。

- 2 何人も、転売する目的で得た入場券等を、公共の場所又は公共の乗物において、不特定の者に売り、又は人を勧誘し、若しくは立ちふさがり、つきまとつて売ろうとしてはならない。

(座席等の不当な供与行為（ショバヤ行為）の禁止)

第11条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、不特定の者に対し、対価を得る目的をもつて、座席、座席を占めるための列の順位又は駐車の場所（以下「座席等」とい

う) を占める便益を供与し、又は座席を占め、立ちふさがり、若しくはつきまとつて座席等を占める便益を供与しようとしてはならない。

(不当な客引き行為等の禁止)

第12条 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 次に掲げる行為について、客引き（ウに掲げる行為に係る利用者となるよう勧誘をする行為を含む。）をすること。
 - ア 人の性的好奇心をそそる見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものの観覧、販売又は提供
 - イ 歓楽的雰囲気を醸し出す方法で客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものとの提供
 - ウ ア又はイに掲げる行為に係る営業に関する情報の提供
 - (2) 前号ア又はイに掲げる行為（イに掲げる行為については、人の胸部、臀部^{でん}若しくは下腹部又はそれらを覆っている下着に接触し、又は接触させる行為その他卑わいな行為（以下「接触等卑わいな行為」という。）を伴うものに限る。）について、客となるよう誘引（不特定の者に対し、呼び掛け、又はビラ、パンフレットその他の物品を直接頒布し、若しくは提示することをいう。以下同じ。）をすること。
 - (3) 売春類似行為をするため、公衆の目に触れるような方法で、客引きをし、又は客待ちをすること。
 - (4) 次に掲げる行為について、当該行為をする役務に従事するよう勧誘をすること。
 - ア 人の性的好奇心をそそる行為（人の性的好奇心をそそる写真又は映像の被写体となる行為を含む。）
 - イ 歓楽的雰囲気を醸し出す方法で客をもてなす行為
 - (5) 前号ア又はイに掲げる行為（イに掲げる行為については、接触等卑わいな行為を伴うものに限る。）について、当該行為をする役務に従事するよう誘引をすること。
 - (6) 第1号、第3号及び第4号に掲げるもののほか、つきまとい、立ちふさがり、身体又は衣服をとらえ、所持品を取り上げる等執ような方法で、客引きをし、又は役務に従事するよう勧誘をすること。
- 2 何人も、対償を供与し、又はその供与の約束をして、他人に前項の規定に違反する行為をさせてはならない。
- 3 何人も、公共の場所において、次に掲げる者となるよう誘引をしてはならない。
- (1) 第1項第1号イ又はウに掲げる行為（イに掲げる行為については、接触等卑わいな行為を伴うものを除く。）に係る客又は利用者
 - (2) 第1項第4号イに掲げる行為（接触等卑わいな行為を伴うものを除く。）をする役務に従事する者
- 4 警察官は、前項の規定に違反して誘引をしていると認められる者に対し、当該誘引をやめるべき旨を命ずることができる。
- 5 何人も、第1項第1号、第2号、第4号又は第5号に掲げる行為を目的とする客待ち（以下単に「客待ち」という。）の状況等を勘案して公安委員会規則で定める地域内の公共の場所において、公衆の目に触れるような方法で客待ちをしてはならない。
- 6 警察官は、前項の規定に違反して客待ちをしていると認められる者に対し、当該客待ちをやめるべき旨を命ずることができる。

(水泳場等における危険行為の禁止)

第13条 何人も、通常、人が遊泳し、又は手こぎのボートその他の小舟が回遊する水面において、正当な理由がないのに、モーター艇その他の原動機を用いて進航する舟艇を蛇行させ、急回転させ、疾走させる等により、遊泳している者又は手こぎのボートその他の小舟に乗っている者（以下「遊泳者等」という。）に危険を覚えさせるような行為をしてはならない。

2 何人も、前項の水面において、正当な理由がないのに、遊泳者等の身体又は浮輪、手こぎのボート、小舟その他の器物に接触する等により遊泳者等に不安を覚えさせるような行為をしてはならない。

3 何人も、遊泳、スケート、行楽等のため多数の人が集まっている海浜、氷上、湖畔、河川敷地等通常一般交通の用に供しない場所において、正当な理由がないのに、自動車、原動機付自転車等を走行させて、公衆に危険を覚えさせるような行為をしてはならない。

(指示)

第14条 公安委員会は、第12条第1項第1号アからウまでに掲げる行為を事業として行う者（以下「事業者」という。）又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該事業に関し同条第1項から第3項まで又は第5項の規定に違反したときは、当該事業者に対し、当該違反行為の再発を防止するため必要な指示をすることができる。

(事業の停止)

第15条 公安委員会は、事業者が前条の規定による指示に従わなかつたとき又は事業者若しくはその代理人、使用人その他の従業者が当該事業に関し第12条第1項から第3項まで若しくは第5項の規定に違反したときは、当該事業者に対し、6月を超えない範囲内で期間を定めて当該事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(聴聞の特例)

第16条 公安委員会は、前条の規定により事業の停止を命じようとするときは、秋田県行政手続条例（平成8年秋田県条例第4号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 前項の聴聞を行うに当たつては、その期日の一週間前までに、秋田県行政手続条例第15条第1項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前項の通知を秋田県行政手続条例第15条第3項に規定する方法によって行う場合においては、同条第1項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、2週間を下回つてはならない。

4 第2項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

(罰則)

第17条 第5条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 常習として前項の違反行為をした者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条の規定に違反した者

(2) 第15条の規定による公安委員会の命令に違反した者

2 常習として前項第1号の違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第19条 第12条第2項の規定に違反した者は、100万円以下の罰金に処する。

2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

- (1) 第3条の規定に違反した者
- (2) 第6条の規定に違反した者
- (3) 第7条の規定に違反した者
- (4) 第8条の規定に違反した者
- (5) 第9条の規定に違反した者
- (6) 第10条の規定に違反した者
- (7) 第11条の規定に違反した者
- (8) 第12条第2項の規定に違反した者
- (9) 第13条の規定に違反した者

2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第21条 第12条第4項の規定による警察官の命令に違反した者は、30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

第22条 第12条第6項の規定による警察官の命令に違反した者は、20万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

第23条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第18条第1項第2号、第19条第1項、第20条第1項第8号又は前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、昭和39年9月1日から、施行する。

附 則（昭和59年12月21日条例第42号抄）

（施行期日）

1 この条例は、昭和60年2月13日から施行する。

附 則（平成4年3月31日 条例第56号）

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則（平成21年12月25日条例第89号）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月8日条例第3号）

1 この条例は、平成28年6月23日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月24日条例第42号）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。